

年末の交通安全県民運動

○実施期間 令和6年12月11日(水)から20日(金)までの10日間

運動の重点

- ☆夕暮れ時以降の交通事故防止
- ☆子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ☆飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ☆自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



山県市内でも飲酒運転による交通事故が発生しています。

飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない。

年末年始地域安全運動

☆実施期間 令和6年12月11日(水)～令和7年1月5日(日)

☆スローガン ゆく年くる年 みんなで守ろう 地域の安全



運動の重点

- ①県民の身近で発生する犯罪の被害防止
- ②特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- ③子供と女性の犯罪被害防止

山県市内でも特殊詐欺や侵入盗、自転車盗などが発生しています。
施錠、防犯設備の設置、盗難防止等に努めてください。

+1や+44などから始まる国際電話番号による特殊詐欺が急増中！！

このような表示の電話には出ない、かけ直さないよう、
ご注意ください。

海外との電話が不要な方は、休止手続きをして下さい。



駐在日誌

◆自転車の酒気帯び運転・ながらスマホ罰則強化◆

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、
酒類の提供や同乗・自転車の提供
に対し新たに罰則が整備されました。

- 違反者・自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話をする行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

- 違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合は、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



(0581)

55-2002

山県警察署

美山駐在所



山県警察署

ホームページ

QRコード

～不審者・不審車両を見かけたら直ぐに110番通報を！～